

五・四運動と南洋華僑

一

一九一九年（中華民国八年・大正八年）五月、パリの講和会議に反対して起こった北京学生の運動は、商人、労働者をも立上らせ、所謂五・四運動となつて、全階層あげ、全中国にひろがる国民運動となり、未曾有の大規模な反日運動へと発展していった。これより新たな時代が始るとされる画期的な運動となつた。

ところで、長い前史を含む辛亥革命や、第二・第三革命のこれら革命運動に大きく寄与し、孫文をして「革命の母」といわしめた華僑、或いは辛亥革命前後よりおこる対日民族運動において、いわば本土人より先行して革新的な意識をもつて臨んだ華僑、彼らがこの度の五・四運動にどのように対応したかを、主として南洋華僑の場合²⁾についてみようとするのが小論の目的である。資料は外務省保管文書等³⁾、日本側のものを主として利用する。

二

五・四運動発生直後の香港の漢字新聞は、土貨振興、自由貿易の名

* 菅 野 正

目の下、暗にボイコットを煽動しつつも、公然排斥を唱導しなかつたが、五月中旬になると、平素比較的穩健思想を持して最も勢力ある『循環日報』が「杯葛主義⁴⁾」と題し、「杯葛主義ハ極端急激ノ意味アルニ似タリト雖モ、実ハ個々相互秩序的ノ自由主義也、……何人カ之ヲ非議スルコトヲ得ンヤ」といい、従来より対日感情最も悪い『大光日報』は「吾ガ国民今日ノ急務」「我国ノ国民性」「我が煙草商ニ忠告ス」と連日の如く社説で煽動的記事をのせ、六月二日には、国貨提唱の至難に非ざること、積極之を行はば一年の内必ず成功すべし、といていた。民党機関紙である『香江晨报』も、五月三十一日「杯葛主義ト平民」と題し、「杯葛主義ハ上ハ国ヲ救フニ足り、下ハ自己ヲ保ツニ足ル、中國人生存セザラント欲セバ則チ已ム、若シ之ヲ欲セバ杯葛ヲ唱導シテ広義ノ進行ヲナスベシ」六月九日には「国貨ヲ振興スルノ前提」として排外論を唱えていた。ただ康有為系の機関紙で、目下財政的に梁士詒の援助をうけているといわれる『共和報』は五月十四日「国ヲ謀ル者ハ百年ヲ争テ一日ヲ争ハズ……実力ノ涵養ニ努メズ、徒ラニ張皇ヲ事トシ、事ニ遇テ激昂スルハ、無益ノ争タルノミナラス、

外人侵侮ノ禍ヲ招クモノ也」といい「我国人、外人ノ為メニ利用セラ
ル、勿レ」(五月十六日)「国人須ク文明規則ヲ守ルベシ」(六月十一
日)と社説を掲げ、消極的、慎重な態度であった。⁽⁴⁾

この状況の中で、六月に入ると、排日の印刷物を配布する者が現れ、
日貨排斥の演説会がある由噂され、九名の学生らしき者が、国貨奨励
云々の文字を記した日傘をかざして街道を練歩いて警察署に拘引され
るなど、状況が変ってきた。その結果、辰丸事件以来、真先に打撃を
蒙っていた海産物について、神戸の取引先へ運送見合せの打電をし、
夏期に入って需要激増する筈の日本麦酒にさしたる需要なく、雑貨も、
荷受の際になるべく人目につかないようにし、小売商に転売する際にも
商標を張替え、日本商との取引そのものを拒否しだし、売薬も卸は
小額ながら取引があるが、小売店の売行は殆んど皆無の状態になってき
た。これは上海・広東方面より常に運動員が渡来して働きかけるため
であり、商務總會に対しては、六月十日よりボイコットを開始すべし
と煽動した。「確實ナル商人之ニ關係スルヲ好マズ」とみられ、過去
数次の経験から、日本商人も前途を一般に樂觀しつつも、仲継を生命
とする香港の如きは、隣接各地の影響を受けやすく、商取引の一層困
難ならんことは予想されていた。⁽⁵⁾

こうして六月中旬より、ボイコットにより影響が出はじめると、香
港の市務局長はいち早く「商業取引ハ各人ノ自由意志ニ基ク可キモノ
ニシテ、或ハ他ニ勸告シ、若クハ他ヲ強迫シテ売買ヲ為サシメザルガ
如キハ違法行為タリ、如何ナル言動ヲ以テ抵制ノ鼓吹ヲ計ルモ嚴罰ニ
処セラル可シ、商民一般ニ周知シテ、生業ニ安シジ事端を生ゼシムル
勿レ」と諭告を発し、そして、戒めとして、事実先に拘引した九名の
学生を罰金の処分にして、かかる運動に対して嚴重なる態度で臨んだ。⁽⁶⁾

三

本国の運動が報ぜられると、在バンコック中国学生の代表と称する
十四名の学生が、北京の大学生の行動に賛成の意を表し、当地の漢字
新聞も五月下旬より連日排日を鼓吹し、中国各地の排日運動を報道し、
三十一日には、国賊を処罰し、青島を回収せざんば止む事なきよう電
信を掲載するものも現れた。六月四日の『華暹新報』は「根本ノ救国
法」と題する社説を掲げ、(一)国会ヲ擁護スルコト (二)軍人間ニ運動シ、
曉スニ大義ヲ以テシテ、彼等ヲシテ徐(世昌)段(祺瑞)ノ鷹犬タラ
シメザルコト (三)売国賊ノ暗殺ヲ実行スルコト (四)国貨ヲ維持シテ某
国ノ貨物ヲ市ニ絶タシムルコトを唱導した。一方当地発行の英字新聞
『The Siam Observer』は「中国政府ヲ以テ中国人民ヲ日本ニ売ル
モノ」との趣旨をのべ、中国各地の運動状況を詳報し、六月中旬の社
説でも、所謂要路の売国者を一掃するため中国学生の決起を促し、言
外に日貨排斥を挑発した。これらの動きに關し、日本領事は前後して
嚴重取締りを申入れたのに対し、タイ外務大臣は、華僑商務總會に対
しては日貨排斥のことなきよう、新聞社に対しては排日煽動の記事を
載せざるよう警告し、又日本人の身体、財産に対する侵害を予防する
ことの措置をとったため、この頃より、両新聞とも、表面上過激の言
辭は慎むようになったという。

しかし、後述のシンガポール暴動の報道が伝えられると、事態は悪
くなってきた。日貨排斥もその煽動より実行の段階に入った。即ち六
月二十二日には、三十二人通信社と称する者が脅迫状を中国商人に送
り、事実、これに乗じ排日煽動者が脅迫を試み、中国商人三名を刃傷
させる事件がおこり、中国商人は大いに恐怖し、日本商人との新規取
引を見合せ、六月下旬以降顧客は日貨の購入を中止するに至った。⁽⁷⁾

しかし、日本領事よりの嚴重注意申入れで、当局官憲は昼夜巡察隊を派遣して市中を警邏し、日本領事館や主要日本商店、取引ある中国商店に私服巡查を出して警護させたので、排日運動は中国商人を脅迫するだけに止まり、日本人に暴行を加えることはなかった。

そして、当地の日貨排斥は、在留華僑一般の本意でなく、中華革命党の機関紙の『華暹新報』の社長蕭佛成が煽動家の領袖と目され、団の主力は学校教育をうけた一部の青年で、排日運動家は多く広東人だったという⁽¹⁴⁾。

こうして実行されてきた日貨排斥は七月中継続され、輸入売葉中の主たる仁丹は、従来月額一万円余輸入あつたが、七月以降漸次減少し、それが殆んど皆無となり、麦酒も事件前に比し取引約五割減じたといふ⁽¹⁵⁾。

八月三日に中国人葉種商二百名が会合して日貨排斥を決議すると、官憲は司会者の許超然を無届集会の名で逮捕、家宅捜査して排日煽動の証拠品を押収、ついで外国人追放条令により、国外追放を決定した。断固たる処置に出た。許は前述の『華暹新報』社長蕭佛成の配下で、排日家中、蕭につぐ有力者で、この決定は排日団に対し有力な警告となり、一方「堅実ナ」中国商人は喜んだという。八月に入って運動が緩和の徴候を呈し来たのは、「当国官憲ノ断然タル態度ト周到ナル保護トニ負フ所大」なるため、日本領事は日本商人より銀二千七百銖を醸出せしめ、同政府の措置に謝意を表した⁽¹⁶⁾。

四

南洋地方において日貨排斥運動の最初におこった地方は、マレー半島のクアラルンプールで、五月下旬、福建人学生十数名が五萬元の運動費をもって同地において排日運動を煽動したのが最初という。一方

の報告では、同地で最初に運動したのは広東人だとするものもあるが⁽¹⁴⁾、同地方の華僑もすぐ対応して下旬に本国にあて「もし青島返還せず、密約廃止せず、国賊罷免せざれば、全国民は納税を拒否し、閉市、罷工せんこと」を通電した⁽¹⁵⁾。

当地漢字新聞が煽動的記事を載せ、日本商取扱貨物の運搬が拒否され、商取引は不可能となり、日常食糧品の買入れ、市内交通にも著しく不便を感じるようになった⁽¹⁶⁾。日本人は不安を抱き始め、将来相当の影響は予想されたので、非常の場合はシンガポールで戒厳令が実施されたと同様の措置をとるよう、日本領事は当地民政長官に極力申入れた⁽¹⁷⁾。

六月二十、二十一日ジヨホール護謨園で交通遮断があるなど一時不安になったものの、日本人には格別の被害はなかったが、ピナンにおいては二十二日早朝より騒擾激しくなり、シンガポール暴動鎮静のため派遣されていた英国軍艦が二十四日夜同地に廻航され、二十五日より戒厳令が実施されるに至った⁽¹⁸⁾。七月に入っても中国人間に「不安去ラズ」とくにピナンでは「過日の騒擾、排日氣勢ヨリ米騒動ニ変ジタル傾向アリ、今尚ホ形勢穩カナラズ」とある⁽¹⁹⁾。実態がよく分らないが日貨排斥運動と同時に相当な騒擾事件があつたようである。

マレー半島は、華僑の数一九一八年で百万近く、住民総数の約三分の一を占め⁽²⁰⁾、しかも半島在住の日本商人の大半は小売業者であるので、日貨排斥運動によって蒙つた影響は大きかった。もともと売行き減少したのは売葉類で、事件前に比べ七八割の減少、綿布類、一般雑貨は五割内外、比較的影響少いのは化粧品、護模園供給品等で、凡そ二割ないし三四割の減少という。

「彼南及嘉隆坡に於ては暴動は新架坡に於けるが如く甚しからず、

政府の取締宜しきを得たるため、在留邦人の受けたる損害も頗る輕微⁽²¹⁾と、暴動についてはそうであるが、英国植民地当局の、日貨排斥運動を含めた取締は嚴重であった。七月十九日より三日、英国植民地当局は、対独講和締結の祝賀行事を行ったところ、半島各地の華僑はひとしく慶祝を拒否し、工商学各界は旗を掲げず、一斉に五時に門や窓を閉め灯火を消して暗黒世界を示した。英国当局はこの行動に対し、二十八日この運動に最有力のクアラルンプール華僑学校を搜索し、翌日同校校長宋森、華僑新聞『益群報』の編集主任呉純民、救国儲金団発起人ら六名を逮捕、拘留した。弁護士や華商が連名で保釈を要求したが許されなかつたので、八月一日同地華僑は一斉に罷工・罷市・罷課を行つて抗議した。ついで当局は、十月二十四日夜ひそかに宋森ら六名を強制送還しようとしたが、華僑らの知る所となり、軍警の阻止もきかず、送行する者数千名あつたという。英国植民地当局は、これらクアラルンプールの華僑の運動を弾圧すると同時に、鼓吹愛国、鼓吹革命、抵制日貨、有害治安等の罪名で、シンガポール、ピナン両地の華僑新聞『國民日報』『光華日報』の幹部らを逮捕し、八月六日停刊処分にした⁽²²⁾。

クアラルンプールで働きかけた学生は、六月二日シンガポールに来て、三日啓発学校に会合し、五日日貨排斥の檄文を配布し出した。しかし「主流以上ノ支那人ハ之ニ賛同シ居ラズ」、その上中国人商務總會では、日英同盟の關係もあり当地で排日運動に賛同するは面白からざる旨決したといふことであるが、漸次日本商品の取引中止が始り、十六日朝から市内の人力車、牛馬、艇舟などが日本人の利用を拒絶し、日本人使用の中国人に脅迫状を送り、日本との雇備關係断絶を迫るなど形勢やや險悪となり、十八・十九日中国商店にある日本雜貨は殆ん

ど皆焼却される始末であつた⁽²⁴⁾。そして十九日午後七時、街道演説に集つていた群衆がマレーズストリートにある日本人街に押しかけ「支那人暴徒蜂起し、……邦人家屋を破壊した。最も被害の甚だしかつたのは高橋藥房、塩崎藥房で、その他大小被害二十五軒に及んだ。……數百千の支那人暴徒が喊声を揚げて殺到して来た。」家具その他を持ち出し焼却し、血だらけになつて薙ぎ倒されて溝に折重なる暴徒もあり、「一面の修羅場を現出した⁽²⁵⁾」。このため英国軍艦シドニイより陸戦隊を上陸させ、翌朝三時半頃、暴徒は四散し鎮静した。日本領事は翌二十日早朝民政長官を訪ね、警視總監列席のもと善後策を請ひ、当地に戒嚴令が施行されることになり、陸海軍兵及び警察官およそ八百名で市内を嚴重警備することになった⁽²⁶⁾。そして二十二日からは中国人の人力車、艇舟等も官憲の命令により、日本人に利用され得るようになった。

日本領事は「今回ノ騷擾ハ何等根底ナク、先ニ渡來セル排日運動者ノ煽動ニ雷同セル秩序ナキモツプニ過ギズ」とし、これが対策として、第一に運動首謀者を逮捕処罰すること、第二に商務總會の有力商人と協議して運動を終熄せしめることであつた⁽²⁷⁾。英国植民地当局は暴徒を鎮圧する一方で『星州日報』社、愛国学校、啓発学校等を搜索してその首腦者を逮捕した結果、漸次運動は鎮静したが、暴動で日本商は總計約一万三千弗の損害を蒙つた。暴動は鎮静したものの、抵制運動はその後も継続され、同月二十九日華僑雜貨商組合は、日本が青島を返還するまで日本との一切との取引を中止し、これに違反する時は五百弗の罰金を課すことを決議し、七月一日綿布商組合も同様の決議をして、以後表面上の取引は中止の状態となつた。日貨排斥運動と直接關係あるか否か不明であつたが、日本商の輸出品たるコブラが、艇舟輸送中全く原因不明のもとに焼失、流失すること五回おこり、そ

の損害額合計約十萬弗、そのため当地の保険会社は、日本商品の貯舟輸送に保険をかけることを避けんとしたという。抵制運動の影響は、華僑を対象にする小売商店に甚だしく、例年七月八月は市況は一般に不振であるのが常であるが、売葉は七八割、麦酒がこれについて五割ないし七割の減少を示した。⁽²⁹⁾七月下旬になっても日本人の不景気は免れない状況で、十九日に開催された平和祝賀会に参加するかどうか、日本は十分配慮しなければならなかったし、九月に入って影響が、日本雜貨商の倒産になって現れた。⁽³¹⁾

現地で医師を開業する西村竹四郎は、暴動の日より一ヶ月間の毎日の収入を克明に記し「右一ヶ月の合計の収入は平常の二日分の収入にも足りない」と「対日ボイコットが如何に激しかった」かを示し、「外国商館から宣伝費が撒かれたのという噂は、あの程度の真実性は考えられる……釀金者は無論対日競争的立場に立つ人々の打算的行為であった。新嘉坡は五十万の人口中七割が支那人で、経済上の実権は彼等の掌中にある。故に彼等にボイコットされたら邦人は函のたつわけがない」とのべている。⁽³²⁾

五

ジャワのバタビヤでは、一九一四・一五年の対日ボイコットの際、華僑も損害を蒙ったため、その失敗を繰返すを恐れ、六月中は日貨排斥実行を躊躇する者が多く、漢字新聞にも煽動的記事は稀であったが、ただジャワにある台湾銀行三支店には、華僑の預金合計約一千五百万ギルダーあり、もし取付にあえば由々しい問題だと警戒されていた。⁽³³⁾それが事実となり、七月に入ると、日本品を扱う華商三十名が連名で、当地横浜正金銀行支店、台湾銀行支店に対し、今後手形を引受けざる旨通告してきてより運動は始った。⁽³⁴⁾漸次日本品の売行渋滞し、これは

煽動者の脅迫に余儀なくされたというが、七月十五日以降は日本商と一切の新規取引契約の中止を決議し、八月に入ると綿布類の取引が夜間秘密裡に行われる以外は取引は全然不能となり、八月十五日以降は関係手形の支払引受、既契約品の取引をも拒絶すると宣言した。ところが、十五日直前になると、かえって、華僑卸売店には、今後の日貨払底を見越し、地方より注文が殺到し、在庫日貨の荷動きが俄かに活潑になり、当地中華街本通りはさながら正月初荷の觀を呈し、日本の卸売商も在庫の捌口を得る結果になったという。⁽³⁵⁾しかし九月になると実際に深刻な影響を与へ始め、小資本卸売商は金融に困難を感じ、二三閉店するものもでてきた。⁽³⁷⁾そして十月に入っても、他のスラバヤ、サマラン地方の運動が鎮静するにもかかわらず、バタビヤだけは依然烈しく、日本人に貸貸する家主に対し鉄血団の名義で、日本人を立ちかせ、さもなくば家主家族を殺害するとの脅迫も舞込む始末であった。⁽³⁸⁾十一月に入っても、日貨を扱う華商の姓名を新聞紙上に発表して迫害する等形勢険悪の傾向を呈し、ウエルターバーレンでは、結果は排貨運動と何ら関係なかったが、日本人三名が殺害される事件もおこった。⁽³⁹⁾

スラバヤにおける日貨排斥は、七月下旬同地発行の「泗濱日報」紙上に、鉄血団及び救亡団の名義で、八月一日より日商との取引中止を広告してより、一部有力商人の反対を排して始められた。⁽⁴⁰⁾同紙は連日、日貨排斥の檄文をのせたためオランダ植民地当局の制止をうけ、八月五日同社記者が召喚訊問され、「鼓吹擾乱治安」の名目でこの種檄文の掲載の中止を強制され、しからざれば停刊、強制送還を申し渡された。そのため同紙は翌日「本日以後、あらゆる日貨排斥に属する伝単

を掲載せず、各界これを諒とせよ」と社告を出し、それに従わざるを得なかった。⁽⁴¹⁾

かくてスラバヤでは綿布類など排日団の目をさけて内密に取引する以外、全然取引を中止する商品もあり、麦酒も従来華商を経て売込まれていたためその影響甚だしく、事件前大体二千箱の売行のあったものが、七月には約半数に減じ、八月に入ると殆んど零に近くなり、その他売葉、マツチ、食糧等の取引も七八割の減少を示した。⁽⁴²⁾

サマランは由来ジャワにおける華僑活動の中心地で、有力なる華僑もあり、一九一四・一五年の排日運動の際には、他地方に率先して排日運動を行った土地であるが、今回は有力な華僑はあげて日貨排斥に反対したという。しかし七月になって日本との取引手控えるにいたり、八月に入り新規取引は表面上中止同様の姿となったが、裏面では種々策を弄して内密取引を行った。⁽⁴³⁾

結局、ジャワにおいてはバタバヤを除いて、スラバヤ、サマランでは、それ程運動が大きくならなかったのは、ジャワの華僑は約五十五万で、マレー半島ほど多くなく、輸入品の消費者も三千八百万の土民が大部分で、日商の受ける損害も余り大きくなく、また日貨にかわる他国品の供給も十分でなかったからである。さらにオランダ植民地当局の取締りが「宜しき」を得たためで、シンガポールの如く暴動にもならず、その上一九一七年の砂糖大恐慌の際に、台湾銀行が華僑救済の任に当って、所謂恩を売っていたこともある。さらに同一九年春には、台湾銀行の仲介で、華南銀行及び南洋倉庫が、それぞれ華商との日中合弁で設立され、前者には鄭俊懷、郭春秧ら所謂華僑有力者が同社の株主として参加していたこと、又台湾總督府の施策の宜しきを得

たこともその理由としてあげられている。⁽⁴⁵⁾

六

本土での運動開始以来、マニラでも日本に不利な論議の記事をのせていた新聞もあったが、華僑は、日貨を抵制すれば、小売商権はかえって日本人雜貨商或いはフィリピン人の手中に帰すことは、前年の例に徴しても明らかであるとの考えで、日貨抵制実行はまず不可能であるとみられていた。しかし六月二十二日中国学生約二百三名が中国公館に集り、本土に呼応すべく当地においても日貨排斥を実行すべき旨を鼓吹して、日本商品を焼棄し、翌日も会議を開いて、中国商務總會のあるセブ、イロイロ、レガスピ、ホロ、アパリ等の各地に、実行を勧請する決議を行った。一方同二十三日には、二名の広東軍政府代表が来島し、南北和平会議決裂の際は、南方政府はあく迄武力によっても意志貫徹する意向なので、閩粵人の捐金後援を求むとの演説をしたが、「マニラタイムズ」の記者に対しては、フィリピンにおいても日貨抵制を実行せんことを希望する旨をのべたという。マニラにおいては、運動は学生を主として二三の華商が援助した。運動は初め福建系統の学生によって起され、目下広東人もこれに呼応し、そして前記南方軍政府代表者の勧請如何によつては、広東人が主導権を握るやとも窺測されていた。⁽⁴⁶⁾

当地の漢字新聞『平民報』は民主々義若しくは社会主義的思想を保持しているとみられているが、六月二十一日付の「華僑急起」では、日貨抵制の具体的な六ヶ条の辦法をあげ、「抵制日貨中の重要問題」では二つの方面から、一つは救亡団を組織して徹底的に抵制を行い、二つは巨商、資本家から資金を醸出せしめ、工場をつくって実業を奨励し、学校をつくって人材を養成し、一般人士が、中国に国貨あるを

みれば争ってそれを売買し、国貨日にふえれば日貨これより減亡す、と「五分鐘熱度之悪習(五分間の熱狂の轍)」を踏むなと「久遠之計画」を謀るべきを訴えた。⁽⁴⁸⁾

しかし、実際は華商で日貨抵制を実施したものは殆んどなく、日本にも殆んど影響なかった。が彼らは抵制決議を公報したりはしなかったが、できることなら日本人商店に入らうとはしなかった。八月四日開催の戦勝祝賀会に華僑各団体はあげて参加を拒否した。李照松副領事を通じマニラ総督へ宛てた決議の中で学生連盟は「我々学生は、山東半島が日本の支配下に入ることを断固拒否する、故に戦勝の口実で祝賀会に参加することを、我々は国家への忠誠から拒否する。参加することは、我々にとつて、敗北以外の、ウィルソン大統領提唱の十四条違背以外の何物でもないからである」と述べ、アメリカ人経営の『マニラタイムズ』すらが、その社説で学生のその行動の中に、新しい中国の、ヤングチャイナの息吹を感じると評論していた。⁽⁴⁹⁾

その他日貨排斥の動きはボンベイに波及し、サンダカン、タワオ、セバチックにも及び、大阪商船の汽船はボルネオ寄港を見合せねばならず、⁽⁵⁰⁾セバチックでは日本船に石炭搭載を華工が拒否したが、マレー方面の苦力と久原農園より人夫を出してしぎ、サンダカンでも、イギリス植民地当局の好意で、最小限の影響できりぬけた。⁽⁵¹⁾

運動は遠くカナダのバンクーバーにも波及し、「抵制某国貨」の貼札が出た。二三の魚類小売店と理髪店に中国人客が三分の一度減少した程度で、日本人全体としては殆んど影響なかったが、⁽⁵²⁾同年末の福州事件発生より以後は、前記に加え、⁽⁵³⁾中国商人による日本産蜜柑の仲介、売買拒否があり、深刻・重大な影響を与へた。

七

以上、南洋華僑の日貨抵制、反日運動を概観してきたが、まず特色的なことは、本土における五・四運動が、六・三事件を経て、同年末の福州事件でまた盛り上り、年を越えても継続され、結局その中心目である日本軍隊の山東撤退が達成されるまで、殆んど三年にわたって持続したのに対し、南洋華僑のそれは、多少の差はあるが、その年の秋には一応終熄をつけていることである。マレーの場合その理由として (一) 馬來政府の取締りが嚴重となり排日を煽動する余地が減少したこと (二) 学生団が支那本国へ帰国し且つ排日首謀者が逮捕されたこと (三) 華商が、利益多く且つ低廉な日貨を扱はざるを得ず、又消費者も購入せざるを得なかったことをあげているが、この理由は他の南洋華僑の場合にもほぼ全面妥当するものと思われる。(三)の理由は言葉をかえれば対外ボイコット—経済断交そのものに常に内在する問題であり、ボイコットが経済的後進国が先進国へ対抗し得るいわば無二の法門であるのと同時に、与える打撃以上に己に返ってくる両刃の劔の性格の二重性をもつものであり、今これをおくとして (一)の点では「当国官憲の機敏の処置と断然たる態度」のため「我の受けたる損害も頗る軽微」であり、「当局の取締り宜しきを得た」とは取締りが極めて「峻烈」であったことである。バンコック、香港がそうであり、クアラルンプール、ピナン、シンガポールでは峻しい戒厳令が施行され、同地やスラバヤでは新聞が停刊処分された。(二)の首謀者逮捕の例は枚挙に遑ないが、外国人追放条例により首謀者が国外追放・強制送還されたのはバンコック、クアラルンプールがそうである。

そしてこれら反日運動のあった地が殆んど欧米先進諸国の植民地であるのが共通項である。従つて、たとえそれが華僑による日本に對す

る運動であっても、その鋒先はいつ自国に対して向けられんとも限らない性質をもつものである。各国は真剣にならざるを得なかった。その最たる例は日英同盟を結んでいた英国であった。シンガポールでは華僑商務総会が、「日英同盟の關係もあり、当地で排日運動に賛同するは面白からざる旨」に決し、すでにその初期の段階で対英關係を充分配慮しなければならなかった。そして暴動がおこるや、英国はいち早く軍艦を派遣して軍隊を上陸させ、厳しい戒厳令を施行して鎮圧し、マレー半島で運動があればすぐ軍艦を廻航させ、凡そ植民地下のサンダカン、香港いづれも早期にす早い対応をみせて徹底的に取締った。かつて一九一五年二月に、シンガポール郊外で回教徒インド兵が反乱をおこした時、植民地当局の要請で日本は義勇隊を組織して英国に協力し、英国海軍司令官の要請で、駐在荒城武官は軍艦対馬・首羽を廻航させ、陸戦隊を上陸させて反乱鎮圧に協力したことがあった。

このため、この直後、二十一ヶ条要求をめぐる反日運動がシンガポールに波及した時、英国はその運動を「峻烈に」取締った。今回も英国は、英国の同盟国たる日本に対する攻撃は、即ち英国に対する攻撃とみなしての措置である。日英同盟は第二回よりその適用範囲をインド洋にまで拡大し、相互のアジアにおける権益の擁護を約していたが、まさにその適用の具体的な現れである。

アメリカの支配下のフィリピンからの報告が乏しいが、恐らく組織されるまでに至らなかつたのであろう。さらにフランスの支配下にあるベトナムの場合には、安南の植民地当局が日本からの賄賂をうけ、サイゴン、ハノイ地区で大規模な排華を行い、華僑の商店を破壊、荷物を破壊せしめ、暴行いよ／＼烈しくなつたので、九月下旬当地華僑は広東新聞界に電文し、救援を要請したといふ全く逆のケースもあつたようである。

こういった先進欧米諸国が一致して華僑の排日運動を取締つたのは、そも／＼五・四運動の直接原因たるヴェルサイユ条約締結のものに由来する。講和会議はウイルソン提唱の十四条を基本精神に開催され、中国はその民族自決の理念に希望を抱いた。しかし会議はアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の五大国の最高會議によつて重要事項が決定される方式であつた。中国の山東返還要求の意向に反したその決定に中国は憤激し反口運動をおこした訳であるから、それが中国と日本との問題であつても、当事者国たるアメリカ、イギリス、フランスも重大に係つてくる問題であつた。五大国による決定に対する反対に基く運動であれば、これらの国が一致結束して取締るのは又当然であつた。ジャワのバタビヤで比較的運動が持続したのは、オランダが大戦・會議の当事者国でなかつたからであらうか。フィリピンで日貨抵制を行うことはウイルソン大統領に反対することになつていくものであつた。

これら南洋華僑の運動は早い時期に徹底的な取締り弾圧をうけた訳であるから、表面的なボイコット団が組織されるまでには至らなかつた。マニラで『平民報』が「華僑急起」を呼びかけ、前述のように辦法六ヶ条を掲げたが実施されずじまいに終つた。またバタビヤやスラバヤからの報告では鉄血団の名がみえ、スラバヤ、マニラで救亡団を組織せんとする動きがあり、クアラルンプールで救国儲金団発起人が拘留され、シンガポールでも釀金団の名がみえるが、これらはいずれも一九一五年の反日運動の際、それぞれの地で組織されたものである。⁽⁵⁷⁾

今回の場合、それを復活・発展させようとしたものであろうが、今回はいわば中断を余儀なくされたために、報告に散見する程度で、結局前回のを継承するものにはならなかつたようである。しかし実際は、

表面的な組織だったものにはなり得なかったが、植民地当局の取締り弾圧にもかかわらず、実際の日本への影響は裏面での実質的な活動で過去数次の抵制の時より大きかった。

華僑における運動の担い手となる、「確実ナル中級以上ノ商人」を除き、本来政治に無関心な張三李四をも含め広範な層を結集したと思われるが、日本側の報告でみる限り、所謂革命派が主導するものが圧倒的に多い。香港でポイコットを積極的に支持したのは民党機関紙「香江晨报」とされ、国会の擁護と軍隊に徐世昌と段祺瑞の鷹犬たらしめるよう「根本の救国法」を提唱していたバンコックの「華暹新報」は中華革命党の機関紙で、社長蕭佛成は古くからの革命党員であった。編集幹部が逮捕されたクアラルンプールの「益群報」、ピナンの「光華日報」はそれぞれ三民主義を標榜し、辛亥革命前より同盟会の系統であった。スラバヤで当局より論調の転向を余儀なくされた「泗濱日報」も革命派の流れをくみ、マニラには孫文の広東軍政府より働きかけがあった。そして逆に、かつて保皇派康有為系の機関紙で、当時財政的に梁士詒から援助をうけているといわれる香港の「共和報」はポイコットに消極的、批判的な社説を連日掲げていた。これは辰丸事件の時とは全く逆の現象である。

五・四運動当時の南北対立、護法運動という状況の中で、孫文ら広東側はいわば反体制側であり、これら運動の場合、その主導者が反体制側であるとする情報が多いのは、ある意味では当然だろうし、又事実、辛亥革命以後の南洋華僑の対日運動の中で、革命派が主導してきたことからみれば又当然のことかと考えられる。

次に南洋華僑が、福建・広東両省の出身者ではば大多数を占めていることは周知の事実であるが、その運動指導者がどちらの省の人であるかを問題にしての報告が多いのが今回の特色でもある。それは前回

の時もその傾向は若干あったが、シンガポール暴動当時の六月「二十一日福建及広東人間ニ争斗ヲ見タリ」と報告がある。その原因を報じないのでよく分らないが、恐らくこの運動の方策をめぐる斗争であらう。察するに中華革命党は孫文を中心とし、広東系を精選して秘密結社の結成されたものであるが、同じ反日運動をする中で、革命党や或いはその方策に対する意見の相違からくるものであるうか。

「福建人と広東人はもと／＼言語が通じず、ために感情疎通せず、その居住地も違っている。ために両人は表面融和しているが裏面は必ずしもそうではない」といわれるし、また同じ華僑でも、南洋で生れ育った峇峇と、新しく渡来してきた新客とは異っており、峇峇は欧米の生活様式になじみ、中国語も理解できず、新客を裸一貫できた下級の野蛮人とみなし、新客は峇峇を忘国の非国民と罵っており、華僑の覚醒運動が新客によって起されたりする場合、本土に関する問題や事件に対処する場合でも、両者の思想上の不一致から対立、斗争が生じ、かなり激しくなる場合もあったようである。とにかくこの運動において両省人が主導権をとらんとするのか、自己の勢力をのばし相手を窮地に陥れんとするのか、両者の対立・斗争を示す報道が目立つのである。華僑の分化現象がみられるのである。

八

本土よりの影響をうけ五・四運動に呼応した南洋華僑の運動は、本土ほどには持続性をもたずに終わった。辛亥革命後の対日運動において、南洋華僑は革新的意識をもち、むしろ本土人を先導する型で、本土より先行して運動を進めてきたが、今回においてその使命を終えたのであろうか。それは決してそうでない。それはヴェルサイユ条約締結と係り、その決定に反対しての対日運動であったために、当事者固たる

列国の一致結束した彈圧に遭って中断を余儀なくされたのである。列国はこの種の華僑の対日運動を、その時に応じ適宜に利用、制肘するものであり、これが單純な日中間だけの問題であれば、列国の対処の仕方も変っていたであろう。だから、これから後も、単に日中間だけで、きわだつた重要な問題が起れば、南洋華僑はさらに強硬に日本に抵抗して民族運動に起ちあがった。五・四運動以後の南洋華僑の対日運動は、以前のそれとは異つた、又新たなものとして發展していったと思われる。

註

- 1、拙稿「中華民國成立期、華南・南洋における対日ボイコット―孫文・革命派の動きをめぐって―」（小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房・一九七八年所収）及び、拙稿「二十一ヶ条要求と華僑の対日ボイコット」（『東海大学紀要文学部』第三十一輯、一九七九）参照。
 - 2、日本華僑の動向については、さねとうけいしゅう「日本での五四運動」（『日中非友好の歴史』一九七三）参照。
 - 3、外務省保管文書「支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件」。
 - 4、外務省保管文書（以下外保文と略記する）在香港鈴木總領事より内田外相宛（井手通訳生調査）大正八年六月十四日（以下大正八年を略す）句説点、副点は引用者（以下の外務省保管文書、日本外交文書引用の場合も同様）。
- 『大光日報』の社説に「我が煙草商ニ忠告ス」とあるのには以下のような事情があった。香港に本社及び工場を有する広東南洋煙草会社は近年非常に發展し、絶えず英米煙草会社と華南・南洋地域の販路をめぐつて角逐していた。同社の大株主で社長である簡南照は、広東人であつたが短化して日本籍を有し（日本名松本南照）、原料・附屬品も日本より供給をうけていたので、版丸事件以来しばしばボイコットに遭つたが、

中國新聞社の縦横や水災義捐、教育事業に莫大な融金を出すことで人気を集め、今日の發展をなした。今回のボイコットに際しても、同社の煙草は、国貨に非ず日貨なり、と排斥された。英米煙草会社の広東における總代理店をつとめる江孔殷は、この際同社を撲滅するを得ば三百万弗を提供すべし、と内約あり、そしてその製産高大いに減少したという。

- 5、外保文 在香港鈴木總領事より内田外相宛 六月五日。
 - 6、外保文 在香港鈴木總領事より内田外相宛（井手通訳生調査） 六月四日。
 - 7、外保文 在香港鈴木總領事より内田外相宛 六月十三日。
 - 8、外保文 在タイ西公使より内田外相宛 七月十九日。
- 同附屬書甲号
- ……三十二人通信社亦國民一份、不忍坐視亡國様、特警告同胞、自今日後、敵行斷絶与之交易、庶免作朝鮮第二、若其徘徊若惹致碍進行、本社必選材技健児、操利刃行暗殺、不達目的不止、其毋悔
- （六月二十二日）
（句点・引用者）
三十二人通信社告
- 9、外保文 在タイ西公使より内田外相宛 六月二十四日。
 - 11、『日本外交文書』大正八年第二册下巻 第一三〇一號文書附屬書 石川南洋協會理事長より齋藤外務省通商局第一課長宛 これは大正八年八月末調査の新加坡商品陳列館報で、同文は『南洋協會雜誌』第五卷第十号（大正八年十月）にも所収。
 - 12、外保文 在タイ西公使より内田外相宛 八月十四日。
 - 13、『南洋華僑抗日救國運動の研究』東亜研究所・一九四五、十二頁。
 - 14、外保文 在シンガポール山崎總領事代理より内田外相宛 六月十七日。
 - 15、中華民國八年大事記 五月下旬。
 - 16、前掲・南洋協會報告。
 - 17、外保文 在シンガポール山崎總領事代理より内田外相宛 六月二十一日。
 - 18、同右 六月二十六日。

- 19、同右 七月二十三日。
- 20、『華僑』滿鐵東亞經濟調查局經濟資料第十三卷第十二号、一九二七年、九十三頁、これは長野朗『華僑—支那民族の海外發展—』支那問題研究所、一九二八年と同じ。
- 21、前掲・南洋協會報告。
- 22、前掲・中華民國八年大事記 七月十九日。
- 23、外保文 在シンガポール山崎總領事より内田外相宛 六月十七日。
- 24、同右 六月二十一日。
- 25、西村竹四郎『シンガポール三十五年』一九四一年、一九四頁。
- 26、外保文 在シンガポール山崎總領事より内田外相宛 六月二十一日。
司令官リダウト少将より布告された戒嚴令は次の如くで、
(一)如何なる種類の財産でもこれを破壊する者は捕縛す。(二)食料品の相当の代価での購入を拒絶した者は捕縛す。(三)戒嚴令施行中、爆竹を鳴らす者は捕縛す。(四)行列・集会その他五名以上で集会する者、午後六時以後妄りに諸処を放浪する者は捕縛す。(五)暴動を企てること、業務を営むを脅迫することを嚴禁す。(六)徒歩又は車による通行の制禦權は軍士官の權限下におく。(七)檄文・広告等を配布する者は捕縛す。
二十三日にも二条の追加が布告された。
- (一)火器・武器の携帯を禁す。(二)相当の貨銀を支払うに拘らず、人又は貨物を運送せざる場合は捕縛す。迷惑を被りたる者は戒嚴司令部へ訴へ出づべし(東亞研究所前掲書、十二、十三頁)。
- 27、外保文 在シンガポール山崎總領事代理より内田外相宛 六月二十一日別電。
- 28、東亞研究所前掲書 十三頁。
- 29、前掲 南洋協會報告。
- 30、外保文 在シンガポール山崎總領事代理より内田外相宛 七月二十三日。
- 31、向井梅治『マライ政治経済論』一九四三年、三六九頁。
- 32、西村前掲書 一九五—一九八頁、西村は日本政府高官・実業界有力者や孫文とも面識あった人。この書は日記に基づいて書かれているが暴動の頃は日付が一日づつれている。大正八年の月別の医院収入を、六月—八〇二弗四十仙、七月—一五八・十五、八月—三七八・三六、九月—三三六・二九、十月—三三九・一〇、十一月—三九七、十二月—五九九・三と「支那の排日が如何に反映したか……右は通常収入の二三割に過ぎない」と記している。
- 33、外保文 在バタビヤ松本領事より内田外相宛 六月十七日。
- 34、同右 七月二十三日。
- 35、外保文 南洋貿易同盟会丹沢幹事より齋藤第一課長宛 八月十二日。
- 36、外保文 台湾總督府官房文書課『時事通報』第二十四号、在バタビヤ某氏、十月二十日。
- 37、外保文 南洋貿易同盟会丹沢幹事より齋藤第一課長宛 九月十二日。
- 38、同右 十月十日。
- 39、外保文 内田外相より在バタビヤ松本領事宛 十一月十三日。
- 40、前掲 南洋協會報告。
- 41、前掲 中華民國八年大事記 八月五日。
- 42、43、前掲 南洋協會報告。
- 44、竹井十郎『我南洋貿易を阻害する華僑の真相』東亞經濟調查局東亞小冊第十二、一九三二年、四一頁。
- 45、政尾藤吉『南洋排貨運動の教訓』『南洋協會雜誌』第五卷第十号。竹井・前掲書・四九—五〇頁に「排日貨だけでなく、彼等は常に我商品の信用を破壊し、声価を損うて居る我貿易發展の阻害者である。何を苦んで彼等との親善や提携を、我より叩頭して求むの要があるのか、過つた日支親善性提携病患者の策謀が残した低能児の好記念に南洋倉庫会社と華南銀行がある。共に台湾銀行の作つた罪の忘記念である」と記している。
- 46、外保文 在マニラ相原總領事代理より内田外相宛 六月二十七日 『日本外交文書』大正八年第二冊下巻、第一二二五号文書。

- 47、外保文「平民報」六月二十一日。
 「華僑急起」嗚呼親愛之華僑可以起矣 附辦法如左
 (一)由峴里刺各団体、公訂日期、開華僑大会 (一)由峴里刺各党各会各団体
 各學校各報館各派代表二人、組織華僑大会幹事部 (一)華僑大会幹事部、
 各編輯演說財政調查各科、分科辦事、並互選各科主任 (一)華僑大会幹事
 部、除以文字演說鼓吹不用仇貨外、應負調查國貨、及設法運輸之責任
 (一)峴埠華僑、至少須成立國貨運輸大公司一所、抵制仇貨、確著成效時、
 華僑大会幹事部、始得停止進行 (一)華僑大会幹事部、須設法与州府各屬、
 南洋各島、以及海内各機關、聯絡進行。
- 48、外保文 在マニラ相原総領事代理より内田外相宛 六月二十七日附屬書
 「平民報」同日「華僑月旦」。
- 49、Antonio S Tan「The Chinese in the Philippines, 1898~1935 -A
 Study of their National Awakening-」1972, p 237~238.
- 50、外保文 通信省若宮管船局長より外務省通商局長宛 九月四日。
 在外保文 在シンガポール山崎総領事より内田外相宛 九月十一日 『日
 本外交文書』大正八年第二冊下巻、第一二九一号文書。
- 51、外保文 在シンガポール山崎総領事より内田外相宛 九月十一日 『日
 本外交文書』大正八年第二冊下巻、第一二九一号文書。
- 52、外保文 在バンクーバー浮田領事より内田外相宛 八月九日。
- 53、同右 大正九年二月六日。
- 54、東亜研究所前掲書 十三~十四頁。
- 55、大山梓「新嘉坡暴動と領事報告」『明治大学政経論叢』第三十九卷第一
 ・二号(大山『日本外交史研究』三三三頁)、佃光治『南洋の五年有半』
 一九一九年、十二~十四頁。
- 56、前掲 中華民國八年大事記 九月十二日。
- 57、前掲 拙稿「二十一ヶ条要求と華僑の対日ボイコット」参照。
- 58、馮愛群編著『華僑報業史』馮自由「南洋各地革命党報述略」『海外各地
 中国同盟会史略』(『革命逸史』第四集) 月村市郎「南洋華僑新聞に關す
 る一調査」東亜研究所。
- 59、外保文 在シンガポール山崎総領事代理より内田外相宛 六月二十六日。
- 60、前掲・長野朗「華僑」一〇四頁。
- 61、前掲・竹井書、三~七頁。
- 62、当時華僑間に多くの新聞が生れる場合にもその点は窺える。例えばマニ
 ラの「中華日報」は「公理報」(福建系)と対立し「新福建建設を鼓吹
 して新中国建設の起点となす」との主旨で一九一四年に創刊され、同じ
 福建の中で対立したようで、「民号報」は「公理報」の前編集李思轅が
 広東籍同志と国民党第二支部として同年設立した。(前掲・月村「南洋
 華僑新聞に關する一調査」)

May-4th Movement and South-Sea Chinese

Tadashi SUGANO

Summary

The May-4th Movement has been considered one of the epoch-making national movements in the modern history of China. In this article, the author examines what roles the South-Sea Chinese have played in the Movement.